

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	公園緑地課
事業番号	3-12	事務事業名	公園愛護会促進事業

対応方針	現行どおり
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 公園愛護会は、地域の老人クラブ、子ども会、婦人会、自治会等により結成された団体が主であり、本事業については、地域コミュニティの形成に一定の寄与をしている。また、市民協働・参画がなされているものと判断する。(①)
- (2) 自治会と無関係の方々で、愛護会を結成している場合も一部あるが、公園の清掃等のみを行う上でのボランティア活動であり、市が愛護会と自治会との関係について制限や関与することは適切ではない。
 ただし、市の公園の管理や利用に対する意見等について、愛護会、自治会等にアンケート調査を実施し、本事業の課題等について調査したい。(②・③)
 アンケート調査予定年度：平成23年度
- (3) 愛護会が公園に花植えする際は、景観課の「ガーデンシティ市民活動支援事業」を活用している。また、本事業については、文化スポーツ課所管施設においても、活用を検討することは可能と考える。(④)